

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	政府の情報部門の司令塔機能の強化 －国家情報会議設置法案の国会論議－
著者 / 所属	河村健太郎 / 内閣委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	485 号
刊行日	2026-7-13
頁	3-17
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20260713.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75020）／ 03-5521-7686（直通））。

政府の情報部門の司令塔機能の強化

— 国家情報会議設置法案の国会論議 —

河村 健太郎

(内閣委員会調査室)

1. はじめに
2. 本法案の提出の経緯及び概要
 - (1) 我が国の情報体制の現状
 - (2) 政府・与党における検討
 - (3) 本法案の提出及び概要
 - (4) 成立までの経緯
3. 主な国会論議
 - (1) 本法案提出の背景、現行制度の課題等
 - (2) 政策部門と情報部門の関係
 - (3) 国家情報会議及び国家情報局の所掌事務
 - (4) 情報機関の活動に対する懸念
 - (5) 情報機関に対する民主的統制
 - (6) 今後のインテリジェンス政策
4. おわりに

1. はじめに

令和8年の第221回国会（特別会）において、「国家情報会議設置法案」（閣法第24号）（以下「本法案」という。）が国会に提出され、成立した。

本法案は主に、政府の情報部門の司令塔機能を強化するため、内閣に「国家情報会議」を設置し、その所掌事務等について定めるとともに、附則において内閣法（昭和22年法律第5号）の一部を改正し、国家情報会議の事務局として、また、各省庁が行う情報活動の総合調整機能を担う機関として「国家情報局」を置くものである。

本稿では、本法案の提出の経緯、概要について触れた上で、国会論議を概観する。

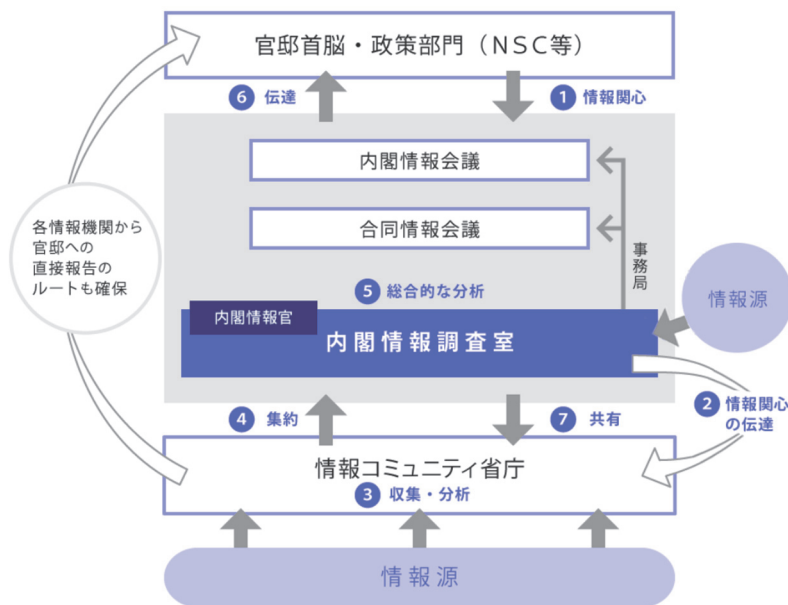
2. 本法案の提出の経緯及び概要

(1) 我が国の情報体制の現状

本法案の前提となる現行制度について、国家情報会議及び国家情報局の事実上の前身である内閣情報会議及び内閣官房内閣情報調査室（以下「内閣情報調査室」という。）を中心に整理する。

内閣情報調査室は、我が国の情報体制を図表1のとおり示している。図表1中①～⑦のプロセスの概要は、次のとおりである。①起点として官邸首脳・政策部門（国家安全保障会議等）の情報関心が内閣情報会議等¹に示され、②それらの情報関心が情報コミュニティ省庁（内閣情報調査室、警察庁、公安調査庁、外務省、防衛省の5組織のほか、拡大情報コミュニティ¹と称される金融庁、財務省、経済産業省、海上保安庁の4組織）に伝達される。③情報コミュニティ省庁がそれぞれの情報源から収集・分析した情報は、④内閣情報調査室に集約され、⑤総合的な分析が行われた後、⑥官邸首脳・政策部門に伝達されるとともに、⑦情報コミュニティ省庁内で共有される。

図表1 我が国の情報体制（概観図）



（注）NSC（National Security Council）：国家安全保障会議
（出所）内閣官房内閣情報調査室ウェブサイト²

内閣情報会議は、我が国又は国民の安全に関する国内外の情報のうち、内閣の重要政策に関するものについて、関係行政機関が相互に緊密な連絡を行うことにより総合的な把握をするとともに、そのための基本方針等を総合的に検討するため、閣議決定に基づき内閣

¹ 図表1のように、拡大情報コミュニティを含めて情報コミュニティ省庁と表記されることもある。なお、本法案は内閣官房以外の組織の所掌事務を変更するものではない。

² 〈https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jyouhoutyousa/intelligence_taisei.html〉（令8.6.23 最終アクセス）

に設置されている。内閣官房長官を議長とし、構成員は内閣官房副長官（政務・事務）等の官邸政策部門の代表、内閣情報官ほか情報コミュニティ省庁の事務次官級とされている。原則として年2回開会され、重要情報を共有するとともに総合的な分析・評価を行っているほか、官邸の政策部門の情報関心を踏まえて、情報部門全体の中長期の「情報関心」を策定する役割を担っているとされる³。

内閣情報調査室は、内閣の重要政策に関する情報を収集・分析して官邸に報告し、官邸の政策決定と遂行を支援する組織であり、内閣情報会議等の事務局も担っている⁴。具体的な業務としては、主に、①国内外の諸情勢に関する情報の収集・集約・分析・評価、②内閣総理大臣、内閣官房長官等に対する報告、③関係省庁の連絡調整等、④緊急事態発生時の情報集約・速報等が挙げられている⁵。

（２）政府・与党における検討

令和7年10月20日、「自由民主党・日本維新の会 連立政権合意書」（以下「連立政権合意書」という。）において、「インテリジェンス政策」として次の6点が挙げられた（図表2参照）。

図表2 連立政権合意書で掲げられた政策

- | |
|---|
| <p>① わが国のインテリジェンス機能が脆弱であり、インテリジェンスに関する国家機能の強化が急務であるという認識を共有し、総合的なインテリジェンス改革について協議し、合意した施策について実行する。</p> <p>② 令和8年通常国会において、内閣情報調査室及び内閣情報官を格上げし、「国家情報局」及び「国家情報局長」を創設する。安全保障領域における政策部門及び情報部門を同列とするため、「国家情報局」及び「国家情報局長」は、「国家安全保障局」及び「国家安全保障局長」と同格とする。</p> <p>③ 現在の「内閣情報会議」（閣議決定事項）を発展的に解消し、令和8年通常国会において、「国家情報会議」を設置する法律を制定する。</p> <p>④ 令和9年度末までに独立した対外情報庁（仮称）を創設する。</p> <p>⑤ 情報要員を組織的に養成するため、令和9年度末までにインテリジェンス・コミュニティ横断的（省庁横断的）な情報要員（インテリジェンス・オフィサー）養成機関を創設する。</p> <p>⑥ インテリジェンス・スパイ防止関連法制（基本法、外国代理人登録法及びロビー活動公開法等）について、令和7年に検討を開始し、速やかに法案を策定し成立させる。</p> |
|---|

（出所）「自由民主党・日本維新の会 連立政権合意書」（令7.10.20）

³ 小林良樹『インテリジェンスの基礎理論（第二版）』（立花書房、2014年）52頁

⁴ 人員規模は、令和7年4月1日時点で、本室の定員が268名、内閣衛星情報センターの定員が238名、合計で506名（第217回国会衆議院安全保障委員会議録第6号9頁（令7.4.10））。

令和8年度は約30名の定員増が措置され、合計で537名であり、実員は約730名（第221回国会衆議院内閣委員会議録第4号（令8.4.15））。

⁵ 内閣官房内閣情報調査室ウェブサイト（<https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jyouthoutyousa/yakuwari.html>）（令8.6.23 最終アクセス）

①が現状認識等であり、②、③が、本法案に直接対応する部分である（④～⑥については、第221回国会（特別会）における提出予定法律案に含まれていない。）。

第219回国会（臨時会）において、高市早苗内閣総理大臣は「戦後最も厳しく複雑な安全保障環境において、政府全体のインテリジェンスに関する国家機能の強化が急務」であるとし、国家情報局の創設についても「政府としても、与党と緊密に連携しながら、組織の在り方等について早急に論点を整理し、具体化を進める」旨答弁した⁶。

令和8年1月19日、高市総理は衆議院解散についての会見で、インテリジェンス機能の強化を課題の一つに挙げ、「十分な情報を集め、分析し、正確な判断を行う能力。つまり、情報力が強くなければ、外交力も、防衛力も、経済力も、技術力も、強くはならない⁷。国家としての情報分析能力を高め、危機を未然に防ぎ、国益を戦略的に守る体制を整える。具体的には、国家としての情報力を強化する国家情報局の設置、外国から日本への投資の安全保障上の審査体制を強化する対日外国投資委員会の設置⁸、インテリジェンス・スパイ防止関連法の制定である。これら全てが急がれる」旨その必要性を訴えた。衆議院議員総選挙後の2月9日、高市総理は自由民主党総裁としての記者会見の場で、「国家情報局の設置のための法案を来るべき国会に提出する」旨発言した。

なお、自由民主党政務調査会インテリジェンス戦略本部は、「我が国のインテリジェンス機能の抜本強化に関する提言」を取りまとめ、3月3日に高市総理に申入れを行った。また、日本維新の会安全保障調査会インテリジェンス分科会は、「21世紀の国家安全保障とインテリジェンス構想【統括組織編】」を取りまとめ、3月3日に木原稔内閣官房長官に申入れを行った⁹。いずれの提言にも、国家情報会議、国家情報局の設置等が含まれている。

（３）本法案の提出及び概要

令和8年3月13日、政府は国家情報会議の設置等について定める「国家情報会議設置法案」を閣議決定し、国会（衆議院）に提出した（図表3参照）。

⁶ 第219回国会衆議院本会議録第3号12頁（令7.11.4）

⁷ これら五つの力は、国家安全保障戦略（令和4年12月16日国家安全保障会議決定、閣議決定）において、「我が国の安全保障に関わる総合的な国力の主要素」として挙げられている。

⁸ いわゆる「日本版CFIUS」設置のための「外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案（閣法第27号）」が第221回国会（特別会）に提出され、令和8年5月29日の参議院本会議で可決・成立した（令和8年法律第30号）。

⁹ なお、日本維新の会安全保障調査会は、令和7年10月1日に、インテリジェンス・スパイ防止法タスクフォースにおいて「インテリジェンス改革」及び「スパイ防止法」（仮称）の策定に関する中間論点整理」を取りまとめている。同論点整理においても国家情報局の設置等が記載されていた。

図表 3 本法案の概要

1. 会議の設置（第2条関係）	
重要情報活動及び外国情報活動への対処（影響工作への対処を含む。）に関する重要事項を調査審議する機関として、内閣に、国家情報会議（以下「会議」という。）を置く。	
【重要情報活動の定義】	
安全保障の確保、テロリズムの発生の防止、緊急の事態への対処その他の我が国の重要な国政の運営（以下「重要国政運営」という。）に資する情報の収集調査に係る活動。	
【外国情報活動への対処の定義】	
公になっていない情報のうちその漏えいが重要国政運営に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動（これと一体として行われる不正な活動を含む。）であって、外国の利益を図る目的で行われるものへの対処。	
2. 所掌事務（第3条関係）	
会議は、次の事項について調査審議するものとする。	
(1) 次に掲げる事項その他の重要情報活動に関する基本的な方針	
イ 関係行政機関における重要情報活動の重点	
ロ 関係行政機関の連携及び協力に関する重要事項	
ハ 情報収集衛星の開発及び運用に関する重要事項	
(2) 外国情報活動への対処に関する基本的な方針	
(3) 重要情報活動の推進及び外国情報活動への対処に際し配慮すべき内外の情勢についての基本的な認識及び評価	
(4) 重要情報活動の対象となる事案のうち特に重要なもの又は外国情報活動への対処に係る特に重要な事案の総合的な分析及び評価	
(5) その他重要情報活動又は外国情報活動への対処に関する重要事項	
3. 組織等（第4条～第6条関係）	
【議長】内閣総理大臣	
【議員】内閣総理大臣臨時代理、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（金融）、国家公安委員会委員長、法務大臣、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び防衛大臣 ※議長が必要と認める場合には、調査審議事項の内容に応じ増減が可能。	
4. 資料提供等（第7条関係）	
内閣官房長官及び関係行政機関の長は、会議に対し、会議の調査審議に資する資料又は情報を適時に提供するとともに、議長の求めに応じて、資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならないこととする。	
5. 内閣法の改正（附則第5条関係）	
会議の事務局となる国家情報局を内閣官房に設置する。あわせて、同局の企画立案及び総合調整事務等の規定を整備する。	
6. 施行期日（附則第1条）	公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日。

（出所）本法案の概要資料、要綱及び案文を基に作成。

（４）成立までの経緯

衆議院では、令和８年４月２日の本会議において高市総理出席の下で本法案の趣旨説明・質疑が行われた。付託を受けた内閣委員会では、４月８日に木原内閣官房長官から趣旨説明を聴取し、４月１０日以降、対政府質疑のほか、参考人質疑、対総理質疑、連合審査会（内閣、法務、外務、安全保障の４委員会）が行われた¹⁰。その後４月２２日の内閣委員会において、対政府質疑、質疑終局、討論の後、採決の結果、本法案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決せられた。４月２３日の本会議において可決され、参議院へ送付された¹¹。

参議院では、５月８日の本会議において高市総理出席の下で本法案の趣旨説明・質疑が行われた。付託を受けた内閣委員会では、５月１２日に木原内閣官房長官から趣旨説明を聴取した後、対政府質疑が行われた。５月１４日以降、対政府質疑のほか、参考人質疑、連合審査会（内閣、法務、外交防衛の３委員会）が行われた。その後、５月２６日の内閣委員会において、対総理質疑及び対政府質疑、質疑終局、討論の後、採決の結果、本法案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決せられた¹²。５月２７日の本会議において可決・成立し、６月３日に公布された（令和８年法律第２８号）。

なお、衆議院内閣委員会及び参議院内閣委員会において、それぞれ附帯決議が付されている。

３．主な国会論議

衆議院及び参議院では、本法案の直接的な内容にとどまらず、現行の情報コミュニティ省庁の活動等、多岐にわたる議論が行われた。紙幅の制約もあり、その全てを取り上げることは困難であるため、本稿では、本法案提出の背景、政策部門と情報部門の関係、国家情報会議等の所掌事務、情報機関の活動に係る懸念、民主的統制の観点及び今後のインテリジェンス政策について政府の答弁等を整理することとしたい¹³。

（１）本法案提出の背景、現行制度の課題等

木原内閣官房長官は令和８年４月２日の衆議院本会議において「昨今の複雑で厳しい国際環境において、我が国の国益を守り、国民の安全を確保するためには、政府が的確な意

¹⁰ 衆議院内閣委員会では、担当大臣である木原内閣官房長官のほか、４月１７日及び２２日にはあかま二郎国家公安委員会委員長も出席した。連合審査会では、木原内閣官房長官のほか、平口洋法務大臣、茂木敏充外務大臣、小泉進次郎防衛大臣も出席した。

¹¹ ４月２２日の衆議院内閣委員会では国民民主党・無所属クラブ会派所属議員提出の「インテリジェンスに係る態勢の整備の推進に関する法律案」（衆法第３号）も一括議題として審査が行われたが、同法律案は賛成少数をもって否決すべきものと決せられ、４月２３日の本会議においても否決されたため、参議院には送付されていない。

¹² ５月２６日の参議院内閣委員会では立憲民主・無所属会派所属議員から会派を代表して修正の動議が提出され、修正案の趣旨説明の後、国家情報会議設置法案及び修正案について質疑が行われたが、採決において修正案は賛成少数をもって否決された。

¹³ そのほか、政府の中長期的な情報活動の推進方策を取りまとめる文書である国家情報戦略（仮称）の在り方、国家情報局長の人事、情報活動に従事する職員の適切な処遇・育成の確保や、同盟国・同志国との連携強化など、多岐にわたる質疑が行われた。

思決定を行うことが必要」であるとし、「政府の的確な意思決定のためには、質が高く、時宜にかなった情報が不可欠であり、インテリジェンスの司令塔機能の強化はそのための基盤整備」である旨答弁した¹⁴。こうした政府の現状認識を踏まえ、更に具体的な現状認識や、連立政権合意書との関係、現行制度の課題等について質疑が行われた。

ア 「複雑で厳しい国際環境」に係る認識

「複雑で厳しい国際環境」の具体的な内容について問われた尾崎正直内閣官房副長官は「国家間の競争が激化、複雑化、常態化し、私たちが慣れ親しんだ自由で開かれた安定的な国際秩序が大きく揺らいでいる現在の安全保障環境や、これらがサイバー空間や認知領域といった新たな領域にも広がっている状況を念頭に置いたもの」とし、例えば「認知戦や影響工作、重要インフラへのサイバー攻撃等を用いつつ、軍事と非軍事の境界を意図的に曖昧にするなど、相手方に複雑で広範な対応を強いるハイブリッドな脅威や、様々な情勢によるエネルギー供給やサプライチェーンへの影響のように、分野横断的な情報収集、集約や総合分析を基に対処することが必要とされるような複雑で厳しい情勢を念頭に置いている」旨答弁した¹⁵。

イ 連立政権合意書との関係

連立政権合意書との関係について、木原内閣官房長官は「情報部門の結節点となる言わば中枢機能が足りていないということは常々ずっと言われていたことであり、連立合意文書のときに初めて書かれた問題ではない」旨答弁している¹⁶。また、内閣官房も「従前から問題提起されており、各国でも同様の仕組みが整備されていることなどを前提に昨年の連立政権合意書があったと考えている。その後何の検討もなく機械的に立案したというものではなく、例えば、情報機関、あるいは政策部門において勤務する者の知見を生かしたほか、外部の御提言や政党の御提言も熟読玩味して、その上で、先例となる国家安全保障会議設置法のスキームと運用実態なども踏まえ、立案に至ったものである」旨答弁している¹⁷。

ウ 本法案で改善を図る現行制度の課題

現行制度の課題について問われた木原内閣官房長官は「現在の情報機関の体制については、政府全体を俯瞰し、政治の強いリーダーシップの下で情報活動の戦略や重点を示す仕組みがないため、各省庁の情報活動の整合性を確保しにくいという状況があった。内閣情報調査室は、情報収集・分析機能は有しているものの、各省庁を取りまとめたり調整したりする総合調整機能がなく、各省庁の取組の優先順位付けであったり、また整合性を確保するための制度的担保がないといった課題があると考えている。そこで、本法案により、閣僚級で構成される国家情報会議を設置し、政府全体の情報活動を俯瞰する立場からその基本方針を示すことができるようにするとともに、これを支える事務局として国家情報局を設置し、政府の情報活動に関する内閣官房の立場からの総合調整機能を

¹⁴ 第221回国会衆議院本会議録第10号（令8.4.2）

¹⁵ 第221回国会衆議院内閣委員会議録第3号（令8.4.10）

¹⁶ 第221回国会参議院内閣委員会議録第6号（令8.5.12）

¹⁷ 第221回国会参議院内閣委員会議録第6号（令8.5.12）

付与することで、分野横断的な様々な脅威や課題に対し情報面で政府として一体的かつ総合的に対応する体制を確立しようとするものである」旨答弁している¹⁸。

特に現行の内閣情報調査室の権限については、小谷賢参考人（日本大学危機管理学部教授）が「内閣情報調査室は、各省庁に対する連絡調整の権限しか持っていなかったため、言わばお願いベースで情報提供を促していた形になるが、これでは情報は集まらなかった。そのため、中曽根政権期の合同情報会議の設置、第二次安倍政権期の総理ブリーフィングの強化等によって各省庁のインテリジェンス情報を内閣官房に集約しようとしてきたが、どれも運用上の工夫であり、また各省庁も必要があれば総理秘書官等を通じて官邸に直接情報を上げるラインが整備されていたため、総論としては、必要な情報が全て内閣官房に集約されていたとは言い難い状況が続いていた」旨指摘した¹⁹ほか、三谷秀史参考人（元内閣情報官、元拉致問題対策本部事務局長）は「内閣情報調査室は一定の連絡調整権は持っていたが、その連絡調整権を担保するためには、実は、内閣情報官ほか、内閣情報調査室の幹部たちは大変な苦勞をしてきた。情報コミュニティの意思を統一するという仕事は、そう並大抵の仕事ではない。今回、連絡調整権を総合調整権に強化していただくことは大変意義深い」旨述べている²⁰。

（２）政策部門と情報部門の関係

政策部門と情報部門はそれぞれ異なる役割を果たすことが求められる。その関係性や違い、情報部門の客観性などについて、質疑が行われた。

ア 政策部門との関係で期待される効果

情報部門と政策部門との接続について、木原内閣官房長官は「制度上又は運用上の課題とされるものの一つは、両者の分離と、それによる情報評価及び政策判断の客観性また中立性の確保である。もう一つは、いわゆるプロバイダーとカスタマーという両者の関係において、いかに緊密な連携がメカニズムとして恒常的に働くかということである」旨述べた上で、分離の観点からは「これまで、政策部門である国家安全保障会議は閣僚級であるのに対し、情報部門は事務次官級の内閣情報会議であり、ランクの差があった。また、支える事務局組織についても、国家安全保障局は企画立案権や総合調整権が付与されているのに対し、内閣情報調査室はそうした機能が付与されていないという差もあった。これが同格のものとして整備されることで、両者の意思決定メカニズムが別個のものとして議長たる総理の下で機能することになるため、例えば、政策サイドに過度に配慮した情報部門が進めたい政策を前提とした情報評価を行うといった事態は生じにくくなるものと期待されている」旨答弁している。同時に、緊密な連携の確保の観点からは「閣僚級の高い見地から示される政策部門の要求が、閣僚級の高い見地から示される情報活動の方針とその結果に基づく総合分析、総合評価に結実し、重要な政策判断に生かされることになり、また、事務局レベルでも、同格の両局長とその傘下組織同士が

¹⁸ 第221回国会参議院内閣委員会会議録第6号（令8.5.12）

¹⁹ 第221回国会参議院内閣委員会会議録第8号（令8.5.19）

²⁰ 第221回国会衆議院内閣委員会会議録第5号（令8.4.16）

一定のインテリジェンスサイクルをより活発に動かしていくということが期待される」旨答弁している²¹。

イ 政策部門（国家安全保障会議及び国家安全保障局）との機能的相違

政策部門と情報部門の違いとして、内閣官房は「国家安全保障会議は、法令上、国家安全保障に関する外交政策、防衛政策及び経済政策の基本方針や重大緊急事態の対処に関する重要事項を審議するための会議体として設けられている。また、これを支える国家安全保障局は、国家安全保障に関する外交政策、防衛政策及び経済政策の基本方針等の企画立案や総合調整を担っている政策部門の組織である。一方で、国家情報会議は、重要情報活動又は外国情報活動への対処に関する基本的な方針や、特定の重要事案の総合情報分析、評価などを調査審議するための会議体として設けようとしており、それを支える国家情報局は、各省庁が行う情報活動の総合調整、内閣の重要政策に関する情報の収集調査、さらに、情報の集約や総合分析等を担う組織として新設する。このように、政策部門と情報部門の役割は明確に異なっており、情報部門は、政策部門から示される情報関心を踏まえて情報の収集、集約、分析を行い、その成果物を政策部門に提供することで政策部門の的確な意思決定を情報面で支援する機能を持つ」旨答弁している²²。

国家安全保障会議設置法（昭和61年法律第71号）第6条は、本法案第7条と同様、会議に対する資料提供等について定めている。高市総理は「本法案の施行後も、国家安全保障会議及び国家安全保障局が、国家情報局からのみならず、関係行政機関からも直接資料又は情報の提供を受けることに変わりはない。国家情報局を経由しない情報は、例えば外交交渉の進捗などといった政策に係るもの、国家情報局が提供するものは、インテリジェンス・コミュニティから集約して分析したものというように、質的な違いがあり得る」旨答弁している²³。

ウ 国家情報会議及び国家安全保障会議の類似した構成による情報の客観性に係る懸念

国家情報会議及び国家安全保障会議がいずれも内閣総理大臣を議長とする閣僚級の会議体であることから、政策部門の影響が情報部門に過度に及ぶ可能性への懸念も問われた。これについて、内閣官房は「基本的には配意に尽きっているが、他方で、事務局が別に置かれて、会議体も別になる。政策を検討する会議では、政策部門が作った資料や情報を基に調査審議がなされるし、情報部門の会議においては、情報部局が作成した資料や情報に基づいて、何がしかのアジェンダについて検討、審議するわけであり、そのように、別の機会で検討するということをもって一定の分離は図られると思う。その上で、運用上私どもが配意すべきこととしては、特定の政策の方向性は前提とせずに、客観的、中立的な立場で情報の収集、分析に徹すること、あるいは、政策部門のニーズを踏まえつつも、情報活動の内容が過度に政策的な関心に引きずられることなく、必要な情報を収集、分析することに尽きるのであろう」旨答弁している²⁴。

²¹ 第221回国会衆議院内閣委員会法務委員会外務委員会安全保障委員会連合審査会議録第1号（令8.4.22）

²² 第221回国会衆議院内閣委員会議録第3号（令8.4.10）

²³ 第221回国会衆議院本会議録第10号（令8.4.2）

²⁴ 第221回国会衆議院内閣委員会議録第4号（令8.4.15）

(3) 国家情報会議及び国家情報局の所掌事務

新設する国家情報会議と国家情報局の所掌事務に関し、その範囲などについて質疑が行われた。

ア 国家情報会議の調査審議事項の範囲

第2条に規定される国家情報会議の調査審議事項の範囲について、内閣官房は、重要情報活動とは「重要な国政の運営に資する情報の収集調査に係る活動をいう。国政とは、一般に、対外政策や安全保障政策、行政一般や財政政策などを指し示す言葉であるが、その中でも重要なもの、すなわち、一般に、外部からの侵略等の脅威に対して、外交、防衛など様々な政策を駆使して国民の安全を確保することを意味する安全保障の確保、それから、無事の国民の生命を直接脅かすテロリズムの発生の防止、さらに、一度発生すれば、多くの国民の生命、身体、財産に重大な被害を生じさせる災害などの緊急事態への対処という、三つの事柄を例示として指し示すものが重要国政運営となる。このような国政のうちでも重要なものに係る情報収集活動を重要情報活動として、国家情報会議の調査審議事項の一つと規定している」旨答弁したほか、外国情報活動への対処とは「公になっていない情報のうちその漏えいが重要な国政の運営に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動であって、外国の利益を図る目的で行われるものへの対処をいう。当該活動には、偽情報の流布、拡散などによる影響工作といった、これと一体として行われる不正な活動も含まれる」旨答弁している²⁵。

イ 国家情報局の所掌事務

国家情報局の主な所掌事務は、国家情報会議の事務局のほか、内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務（改正後の内閣法第16条の2第2項第2号及び同法第12条第2項第6号）、重要情報活動及び外国情報活動への対処並びに特定秘密の保護に関する総合調整事務（改正後の同法第16条の2第2項第1号）となる。

情報収集機能については現行の内閣情報調査室と同等であることも踏まえ、高市総理は「現在の内閣情報調査室は発展的に解消されるが、その情報収集機能を引き継ぐとともに、関係省庁が行う情報活動などに関する総合調整を行い、収集した情報を集約して総合分析を行う役割を担う」旨答弁している²⁶。

重要情報活動及び外国情報活動への対処に係る総合調整事務については、今回新たに付与されることとなる。その意義について、木原内閣官房長官は「内閣法が定める総合調整は、各省庁がそれぞれの所掌事務遂行上必要な場合に関係省庁と相互に行う調整とは異なって、内閣の立場から行政各部の施策の統一を図る目的で行われるものである」旨述べた上で、期待される総合調整の例として、「ある重大な事柄について政府全体としての総合分析を行おうとする場合に、各省庁が保有する情報源や情報収集手段をよく理解した上で、それぞれの省庁の特性に応じて情報収集等の任務を付与していくこと」、「安全保障その他の様々な政策課題がある中で、カスタマーである政策部局と緊密に連携をし、政府全体を見渡した上での情報活動の優先順位付けを行うことで、優先度が相

²⁵ 第221回国会衆議院内閣委員会議録第3号（令8.4.10）

²⁶ 第221回国会衆議院本会議録第10号（令8.4.2）

対的に低い課題に対して過剰なリソースが割かれてしまわないようにしていくこと」及び「人材育成に関して言えば、省庁横断的な教育訓練の機会を提供したり、専門性を高める、そのキャリアステップとなる交流人事や、また省庁横断的な教育訓練への参加を促したりすること」を挙げた²⁷。

（４）情報機関の活動に対する懸念

秘匿性と透明性のバランスを図る必要がある政府の情報活動について、国民の基本的人権や、情報活動の政治的中立性の観点から質疑が行われた。

ア 市民活動との関係

政府に反対するデモや集会について調査対象とするか問われた高市総理は「政府の政策に反対するデモそのものが情報活動の関心の対象となることは一般的には想定し難く、政府の政策に反対するデモや集会に参加しているということのみを理由として、普通の市民の方が調査の対象になるということも想定し難い」旨述べた上で、「一方で、例えば、諸外国でも見られるように、デモが過激化して一般の方々への危害が及ぶ事態に発展するかどうか、また、ある主張をするデモ隊とその反対の主張をするデモ隊が衝突して危険な状態が生じる可能性があるかどうかといった観点から関心を寄せるということはある」旨答弁した²⁸。この点、デモが過激化するかどうか判断するためには結局監視が必要ではないかと問われた内閣官房は「一般論として申し上げると、デモが過激化する可能性をどのように把握するのかということの一例として、同種のデモ又は同一団体によるデモの過激化の動向や、当該デモを過激な行動により妨害しようとしているカウンター勢力などと呼ばれる団体の動向も含めた最近の傾向を見るというのが一つのやり方である。また、当該団体やカウンター勢力から暴力行為を辞さないような過激なアピールがされていないか、爆発物の使用その他暴力行為を示唆するメッセージが発せられていないかといったことは参考にすることがある。情報機関の体制には当然限りがあり、調査は客観的で合理的な調査手法を取っており、およそその全てのデモについて調査し切れるものではない」旨述べているほか、木原内閣官房長官は「各情報機関が国民の安全やまた国益を確保するという観点から調査すべきだと判断される状況があれば、当然に調査することになるということだが、デモや集会に参加しているということのみを理由として、普通の市民の方を調査の対象とするということはないと明言する」旨答弁している²⁹。

イ 個人情報・プライバシーの保護、情報活動の政治的中立性の確保

個人情報・プライバシーの保護に関して問われた木原内閣官房長官は「重要情報活動及び外国情報活動への対処に関する情報の収集及び提供並びにそれらの要請に当たっては、個人情報やプライバシーの保護に関し、個人情報保護法³⁰等の法令や各組織における

²⁷ 第221回国会参議院内閣委員会会議録第6号（令8.5.12）

²⁸ 第221回国会衆議院内閣委員会会議録第6号（令8.4.17）

²⁹ 第221回国会参議院内閣委員会会議録第9号（令8.5.21）

³⁰ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

関連規定の遵守はもとより、これらが無用に侵害されることのないよう、十分な配慮を行っていききたい。また、目的外利用となる個人情報の提供及びその要請については、個人情報保護法の規定を遵守するとともに、提供を受けた情報についても、個人情報保護法の規定に反する利用目的以外の利用が行われることはない」旨述べるとともに、「インテリジェンス関係機関が情報活動を推進するに当たって個人情報やプライバシーを扱う際には、個人情報保護法等の関係規定にのっとり適切な運用を行うということは当然であり、また、これらの関係規定に反して、個人情報やプライバシーの保護に関して無用な侵害があってはならないと考えており、十分な配慮を行っていく」旨答弁している³¹。なお、内閣官房は「個人情報保護法第69条の規定は、個人情報の目的以外の利用や提供を原則禁止しつつ、法令に基づく場合といった一定の要件の下で目的以外の利用や提供を認めているものと承知している。この点、国家情報会議設置法第7条の規定に基づく資料提供等は、まさに個人情報保護法に言う法令に基づく場合に該当するものである」旨答弁している³²ほか、木原内閣官房長官は「国家情報会議あるいは国家情報局が個人情報の提供を受けるケースというのは、例えばテロリズムの発生の防止といった国家情報会議や国家情報局の所掌事務を遂行する目的の関係で必要な範囲に限られる。その所掌事務を超えて関係行政機関から不特定多数の個人情報の提供を受けたり、それを集約したり分析したりといったことは考え難く、また、所掌事務の遂行上その必要もないのではないか」との旨答弁している³³。

情報機関が政治的中立性を損なう情報収集活動を行わないことの確認を求められた木原内閣官房長官は「全体の奉仕者として職務を遂行することが憲法上も要請されていることから、各インテリジェンス機関とも特定の党派の利益又は不利益を図るような目的で情報活動を行うことは、これまでもしていないし、今後も行わない」と旨答弁している³⁴。

なお、個人情報・プライバシーの保護、政治的中立性に関する規定を本法案に設けるべきとの指摘に対し木原内閣官房長官は「行政機関相互の関係を律するものであり、インテリジェンスの司令塔機能を強化するものであって、新たな調査・捜査権限を付与する規定は置いていないことに加え、各省庁の情報活動は、それぞれ所管する大臣の監督の下、これまでと変わらない所掌事務と権限の範囲内で適切に行われることから、本法案において個人情報やプライバシーの保護に関する規定を置くことはしていない。また、会議体を設置するような一般的な組織法であるため、他に規定されていないようなそういった規定を本法案のみに規定するという事になれば、法体系全体のバランスの中を考えたときに特別な意味合いを付与するということになりかねず、現場における情報活動の萎縮や不作為を招きかねないと考えており、個人情報保護法や国家公務員法の関係法令の規定に重ねてこの法案に同じ趣旨の規定は置いていない」旨答弁した³⁵。内閣

³¹ 第221回国会衆議院内閣委員会議録第7号（令8.4.22）

³² 第221回国会参議院内閣委員会議録第9号（令8.5.21）

³³ 第221回国会参議院内閣委員会議録第9号（令8.5.21）

³⁴ 第221回国会衆議院内閣委員会議録第7号（令8.4.22）

³⁵ 第221回国会参議院内閣委員会議録第6号（令8.5.12）

官房も「個人情報やプライバシーに関し種々の規定が整備されている中で、重ねて本法案に同じようなことを書く必要はないことは一般的な理解」である旨答弁している³⁶。

ウ 自治体等との関係

自治体、民間事業者が保有する情報との関係について問われた内閣官房は「国家情報会議に資料又は情報の提供等を行うべき主体は内閣官房長官又は関係行政機関の長とされ、この関係行政機関には地方自治体は含まないが、関係行政機関が保有する資料又は情報が自治体や民間に由来するものであったということはある得る」旨答弁している³⁷。

(5) 情報機関に対する民主的統制

情報機関に対する民主的統制の在り方について、本法案における必要性、諸外国の事例等について質疑が行われた。

本法案における民主的統制について問われた木原内閣官房長官は「閣僚級の会議体として国家情報会議を設置し、同会議において各省庁の情報活動の基本方針等を定めることは、政治による監督の強化、すなわち民主的統制を強化するものと考えている。そもそも憲法は、国民の代表である国会議員で構成する国会が内閣総理大臣を指名し、内閣総理大臣が任命する国務大臣で構成する内閣にその行政権を行使させる。各国務大臣が各省庁を指揮監督することにより、行政各部を民主的にコントロールすることを企図しているもの」と理解をしている旨述べた上で、「委員が御指摘になったような統制やガバナンスの仕組み³⁸というのは専ら国民の権利や自由を保障するという観点から講じられるものであるため、行政機関が行使することとなる権限の内容や強さ等に応じて検討されるべきものと考えている。いずれにせよ、本法案は行政機関相互の関係を律する組織法である。新たな調査権限や捜査権限を付与する規定は置いていない。加えて、各省庁の情報活動はそれぞれの主任の大臣の監督の下でこれまでと変わらない所掌事務や権限に基づいて適切に行われるものであり、本法案はこのことに何ら変更を加えるものではないため、国会による統制や独立した第三者による監視の仕組みを本法案に設けるとすることはしていない」旨答弁している³⁹。

今後、更なるインテリジェンス政策において将来的に統制等の仕組みを設ける可能性について問われた木原内閣官房長官は「例えば、犯罪捜査のための通信傍受については、その根拠法で裁判所の令状発付が要件とされているほか、実施状況に関する国会報告の規定が置かれている。また、特定秘密の指定及び解除並びに取扱者の適性評価については、特定秘密保護法⁴⁰と、その施行に合わせて改正された国会法に関連の規定が置かれている。また、アクティブサイバーディフェンスのための通信情報の取得に当たっては、その根拠法で第三者機関の設置と監視の規定が置かれている。今後、政府において、仮に国民の権利利益に関わる同様の法制度を検討する場合には、こうした先例を参考にしながら、必要かつ相当な措置を併せて検討していくことになるのではないかと考えている」旨答弁してい

³⁶ 第221回国会参議院内閣委員会会議録第6号（令8.5.12）

³⁷ 第221回国会参議院内閣委員会会議録第6号（令8.5.12）

³⁸ 国会による民主的統制や独立した第三者機関による監督

³⁹ 第221回国会参議院内閣委員会、法務委員会、外交防衛委員会連合審査会会議録第1号（令8.5.21）

⁴⁰ 特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）

る⁴¹。なお、海渡雄一参考人（弁護士）は「各国の法制度は、組織法の中で情報機関の活動を定め、それが守られているかどうか監督するための監督機関を作るという立て付けであり、後回しにすべきではない」旨述べている⁴²。

また、諸外国の事例について木原内閣官房長官は「諸外国における情報機関に関するいわゆる統制の仕組みというのは、それぞれの統治機構や、情報機関の歴史的な発展の経緯を踏まえて構築されてきたものと承知している。これに対して、我が国の統治機構、また情報機関を含めた行政組織のありようは、必ずしも、諸外国と同じではない。他国の仕組みをそのまま我が国に当てはめるとすることは適当ではない」旨述べている⁴³。小林良樹参考人（情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科教授）は、情報機関の監督を担う第三者の例として立法府、司法、独立性の高い第三者行政組織等を挙げ、「学術的にはそれぞれにメリット・デメリットがあり、必ず優れているものがあるわけではない」旨述べた上で、「色々な選択肢を精査して、どれが我が国の政治・社会状況に一番合うか、十分に議論していただければありがたい」旨述べている⁴⁴。

（６）今後のインテリジェンス政策

連立政権合意書に記載のある今後のインテリジェンス政策として、対外情報庁の設置、外国代理人登録法についても質疑が行われた。

対外情報庁の設置について問われた木原内閣官房長官は「国家の情報力を高め、危険を未然に防ぎ、そして国民の安全や国益を戦略的に守る、そのためには、政府の対外情報機能の充実を図るとともに、情報要員の組織的な養成を着実に進めていくことが重要である」旨答弁している⁴⁵。そのほか、G 7 諸国における対外情報庁の有無について問われた内閣官房は「我が国を除く G 7 諸国の中で、国外における情報収集、分析といった業務に従事する、いわゆる対外情報機関を有していない国はないと理解している。米国ではC I A、英国においてはS I S、あるいは通称M I 6、フランスにはD G S E、ドイツにおいてはB N D、カナダはC S I S、イタリアにおいてはA I S E がそれぞれそれに該当する機関」である旨述べている⁴⁶。

外国代理人登録法の必要性について問われた高市総理は「外国政府などの指示や依頼によって政策誘導や世論形成のために政府や議会に働きかけを行ったり、情報活動や宣伝活動を行ったりする人物又は団体に対して届出や登録を義務付ける制度として米国や英国などでは既に整備されていると承知している。外国による不当な干渉を防止するための制度として、我が国においても検討する必要があると考えている。ただ、こうした制度は、民主主義を守る機能が認められる一方で、国民の権利利益にも関わり得るものであるので、丁寧な検討が求められる。届出等の対象をどうするかなどを今すぐ答えられる段階にはな

⁴¹ 第221回国会参議院内閣委員会会議録第9号（令8.5.21）

⁴² 第221回国会参議院内閣委員会会議録第8号（令8.5.19）

⁴³ 第221回国会衆議院内閣委員会会議録第3号（令8.4.10）

⁴⁴ 第221回国会衆議院内閣委員会会議録第5号（令8.4.16）

⁴⁵ 第221回国会参議院内閣委員会会議録第9号（令8.5.21）

⁴⁶ 第221回国会参議院内閣委員会会議録第6号（令8.5.12）

いが、様々な御意見を賜りつつ、丁寧に検討を進めさせていただく」旨答弁している⁴⁷。

なお、今後の施策について高市総理は「本法案成立後、その他の様々なインテリジェンス施策を検討していく際には、国民の権利義務に直接関わるような法制度を検討することとも考えられ、様々な御意見を賜る必要があることから、有識者会議で多角的に議論いただくことも重要だと考えている。現時点では、関連法案の立案に向けた検討状況やスケジュールを示せる段階ではないが、丁寧かつ着実に検討を進め、実行に移せるものから実行していく」旨答弁している⁴⁸。

4. おわりに

本法は本稿執筆時点では未施行であるが、報道によれば、7月にも施行されるとの見方がある⁴⁹。国家情報会議及び国家情報局の発足とともに、対外情報庁の設置など、連立政権合意書に記載されているその他のインテリジェンス政策についても、更に検討が進められることとなろう。その際、国会審議で示された懸念に留意して取り組むことが求められる。

特に対外情報庁については、平成26年に衆参両院に情報監視審査会を設置するために国会法（昭和22年法律第79号）の改正が行われた際⁵⁰の改正附則第3項には、「我が国が国際社会の中で我が国及び国民の安全を確保するために必要な海外の情報を収集することを目的とする行政機関が設置される場合には、国会における当該行政機関の監視の在り方について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする」との規定が置かれている。そのため、対外情報庁の目的次第では、今後、同項に基づく検討が求められる可能性があり、一部質疑者からも「かなり丁寧に、これはむしろ国会で、与野党で準備をする必要があるのではないか」との旨述べられた⁵¹とおり、国会としても準備する必要があるのではないか。

なお、北村滋参考人⁵²は「国会の統制については、情報監視審査会設置に伴う国会法附則の関係もあり、どのように、どの組織や作用についてオーバーサイトしていくのか、まさに国会の方でお決めいただくこと」である旨述べており⁵³、木原内閣官房長官も「国会による行政の監視のありようというのは、国会法などの改正も関係する事柄なので、政府としては意見を申し上げる立場にはない」旨述べている⁵⁴とおり、対外情報庁の設置にかかわらず、国会による情報機関への監視が十分か否かについては、国会において適宜判断し、必要があれば適切な措置が講じられるべき事柄であろう。今後、政府において更なるインテリジェンス政策に係る検討の進展が見込まれるところであり、国会において自らが果たすべき役割についても議論が深まることを期待したい。

（かわむら けんたろう）

⁴⁷ 第221回国会参議院内閣委員会会議録第10号（令8.5.26）

⁴⁸ 第221回国会参議院本会議録第11号（令8.5.8）

⁴⁹ 『日本経済新聞』（令8.5.28）

⁵⁰ 国会法等の一部を改正する法律（平成26年法律第86号）

⁵¹ 第221回国会衆議院内閣委員会会議録第7号（令8.4.22）

⁵² 北村エコノミックセキュリティ合同会社CEO、元国家安全保障局長・内閣特別顧問、元内閣情報官

⁵³ 第221回国会参議院内閣委員会会議録第8号（令8.5.19）

⁵⁴ 第221回国会参議院内閣委員会会議録第10号（令8.5.26）